

「千葉市バリアフリーマスタープラン」を策定しました

千葉市では、バリアフリー法の改正内容などを踏まえ、生活環境の一体的なバリアフリー化を進め利用しやすいまちを実現するため、「千葉市バリアフリー基本構想」を改定し、「千葉市バリアフリーマスタープラン」を策定しましたので、お知らせします。

1 趣旨、目的及び背景

本市では、高齢者、障害者等だけでなく、だれもが安全かつ安心して、いきいきとした暮らしを享受することのできる都市の実現を目指し、平成20年に「千葉市バリアフリー基本構想」を策定し、市内の公共交通機関、道路、交通安全施設（信号機等）等のバリアフリー化を進めてきました。

近年の社会情勢の変化とともに、平成30年及び令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、法の基本理念や、心のバリアフリーに関する事項の記載が追記されたことを受け、全市的なバリアフリー化の促進に向けた方針を再設定するため、「千葉市バリアフリー基本構想」を見直し、「千葉市バリアフリーマスタープラン」として策定した。

2 計画の公表

(1) 公表日

令和3年3月31日（水）

(2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載

【URL】<https://city.chiba.jp/toshi/toshi/kotsu/bf-mp/bf-mp.html>

イ 閲覧及び配布

交通政策課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館（分館含む）

3 パブリックコメント手続実施結果

(1) 募集期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月4日（月）

(2) パブリックコメント手続の実施結果

ア 提出者数 3人

イ 意見総数 8件

ウ 修正件数 2件

4 添付資料

(1) 千葉市バリアフリーマスタープランの概要

(2) 千葉市バリアフリーマスタープラン

(3) 千葉市バリアフリーマスタープラン（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について

(4) 千葉市バリアフリーマスタープラン（案）に対する意見の概要と市の考え方